

労働基準法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十九号）新旧対照条文

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第十二条（第一項及び第二項 略）</p> <p>③（略）</p> <p>（第一号から第三号まで 略）</p> <p>四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する 育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第 三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に 規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第八項におい て同じ。）をした期間 （第五号 略） （第四項から第八項まで 略）</p> <p>（時間外及び休日の労働）</p> <p>第三十六条（第一項 略）</p> <p>② 厚生労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項 の協定で定める労働時間の延長の限度、当該労働時間の延長に係る 割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外</p>	<p>第十二条（第一項及び第二項 略）</p> <p>③（略）</p> <p>（第一号から第三号まで 略）</p> <p>四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する 育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第 三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に 規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第七項におい て同じ。）をした期間 （第五号 略） （第四項から第八項まで 略）</p> <p>（時間外及び休日の労働）</p> <p>第三十六条（第一項 略）</p> <p>② 厚生労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項 の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について 、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を</p>